

西条市スポーツ表彰にふさわしい方をご推薦ください

9月2日(日)開催の市民総合体育大会開会式で、スポーツの振興に努めた方々や大会で優秀な成績を収めた方々の表彰を行います。

表彰の対象者としてふさわしい方がいましたら担当課へご連絡ください。

■表彰の種類

- スポーツ推進功労賞
- スポーツ優秀指導者賞
- スポーツ最優秀賞
- スポーツ優秀賞
- 市民スポーツ賞

■表彰の対象者

- 市内に居住する方
- 市内に拠点を置くスポーツ団体
- 市内にある学校または事業所に在籍する方

■表彰の対象期間

平成23年7月1日～平成24年6月30日

■表彰の推薦者

(財)西条市体育協会各種目団体、その他スポーツ関係団体

■推薦期限 7月2日(日)

■問合せ

市庁舎別館スポーツ健康課
TEL 0897-52-11255

**新規就農者を支援します
〈青年就農給付金事業〉
(経営開始型)**

平成20年4月以降に新規就農した皆さんに対し、平成24年度から給付金による支援を始めます。

この青年就農給付金事業を希望される方は、担当課までお問い合わせください。

■事業内容

新規就農される方に、農業を始めてから経営が安定するまでの間(最長5年間)、年間150万円を給付します。

■応募資格

平成20年4月以降に独立・自営就農し、就農した時の年齢が原則45歳未満である方(そのほか詳細な応募資格等はお問合せください)

■応募方法

給付金事業を希望される方は、就農後5年間の経営開始計画を作成し、期日までに申請してください。

予算に限りがあるため、応募資格をすべて満たしたうえで申請された場合でも、給付金を受けられない場合がありますので、あらかじめご了承ください。

※必要に応じて追加募集を行う可能性もありますので、随時ご相談ください。

■応募期間

6月1日(金)～29日(金)

■問合せ

市庁舎本館農業水産課
農政係

TEL 0897-52-1216

**男女共同参画に関する研修
参加費の一部を補助します**

■補助の対象者

市内在住者で、ほかの公的機関から補助を受けない方

■補助対象となる研修

市外で開催される男女共同参画に関するフォーラム、講座など。

※13ページ下段に掲載の日本女性会議なども補助の対象になります。

■補助金額

研修参加に要する旅費のうち、2分の1を補助します。
※そのほか詳細につきましては、お問合せください。

■問合せ

市庁舎本館総務課
男女共同参画係

TEL 0897-52-1205

消費生活相談窓口にご相談ください

商品の購入、サービスの利用にかかる契約内容、販売方法などに関する苦情や相談に消費生活相談員が応じます。

＝クーリングオフ制度＝

訪問販売や電話勧誘販売など特定の取引について、一定の期間(原則8日間、取引形態により期間が異なります)であれば、無条件で解約できる“クーリングオフ”という制度があります。

クーリングオフ制度は、突然受ける勧誘により、よく考えずに契約したり、業者に強引に押し切られて契約してしまったときの“強い味方”です。

■クーリングオフの効果

- 通知書を発送した時点で契約解除となります。
- 支払済みの代金は全額返金されます。
- 商品を受け取っていても業者の負担で返品できます。
- ※注意 クーリングオフできない商品や取引形態もあります。

■相談・問合せ

- 市庁舎本館市民生活課 消費生活相談員 TEL0897-52-1495
- 各総合支所総務課 総務調整係

一消費生活啓発講座をご利用ください一

消費者被害の未然防止や情報提供のため、啓発講座をご希望に応じて実施しています。詳しくはお問い合わせください。

- 問合せ 市庁舎本館市民生活課 市民相談係 TEL0897-52-1243

四国初

**「タウンページ+市民便利手帳」
の配布を開始します**

NTT番号情報株と西条市が共同で制作してきた「タウンページ」と「市民便利帳」の合冊版が完成し、6月初旬から配布が開始されます。

四国で初めての試みとなる今回の合冊版には、これまでの職業別電話帳に加えて、市役所・公共施設の案内や各種届出・手続きなど、皆さまの暮らしに役立つ行政情報を掲載しています。

また、西条市をはじめ、新居浜市や四国中央市の観光特集も掲載していますので、ぜひご活用ください。

■問合せ

- タウンページセンター
TEL0120-506309
受付時間 9時～17時
※土・日・祝日、年末年始は除く。
- 市庁舎本館戦略企画課

情報発信係 TEL0897-52-1720



▲表紙イメージ